

身体障害者手帳取得の有無に関わらず、社会復帰に向けて支援



取組の概要

平成25年度から、練馬区中途障害者通所事業として、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を開始した。利用相談の際に障害者手帳取得の有無に関わらず、施設の案内や障害内容の聴き取りを丁寧に行い、さらにリハビリテーション科医師等を委員とした区の利用検討会議にて訓練内容を詳細に検討することで、個別のケースに合わせた訓練の提供を行ってきた。

平成30年度の厚生労働省令の改正以降は、高次脳機能障害の方に、身体障害者手帳取得の有無に関わらず、訓練を受けられることを案内できるようになった。

こうした取組により、入所施設や病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行を図る上で社会的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方へ、適切な支援を行うことができた。

社会復帰に向けて大きく役立っています

関係者の声
行政担当者・施設職員



高次脳機能障害は、身体に麻痺等が残らなければ、外見上は判別しづらい障害です。そのため、社会復帰に際しては、周囲から障害の理解が得られないなど困難が多くみられます。新たな取組を開始以降、それまで介護保険を利用していた方が社会復帰への訓練を行えるようになるなど、サービスの幅が広がり自立への一助となっています。

取組の成果

平成30年度、規制緩和により利用が可能となった方は11名おり、全員（機能訓練5名、生活訓練6名）が訓練を受けることとなった。

◆機能訓練：5名（2事業所） ◆生活訓練：6名（1事業所）

利用者の皆様から多くの声が寄せられています

関係者の声
行政担当者・施設職員



- ①理学療法（運動）の訓練をしてよかったこと
 - ・階段の昇り降りができるようになった。
 - ・自分で「だんだん（通所先）」に通えるようになった。
- ②作業療法（作業）の訓練をしてよかったこと
 - ・以前よりも右手（麻痺側）を使えるようになった。
 - ・パソコンの入力がまたできるようになった。
- ③言語訓練をしてよかったこと
 - ・司会など人前で話すことができるようになった。
 - ・声の出し方の練習ができる。
- ④心理面接を行ってよかったこと
 - ・自分の気持ちや考えを話す機会になった。
- ⑤「だんだん（通所先）」を利用してよかったこと
 - ・「仕事をする」目標に向けてのリハビリができること。
 - ・関わる人が増えたこと。



リハビリテーションの様子

「サービスの狭間」といわれていた課題が解決



取組の概要

以前から高次脳機能障害の家族会を中心に、身体障害のない方の機能訓練利用について要望があった。（ただし、平成29年度までは、独自のサービスとして1人あたり10回のみでの訓練は行っていた。）

制度改正後は、精神障害者福祉手帳のみをもつ高次脳機能障害のある方を受け入れられるようになった。作業療法士を中心に再就職に向けた認知リハビリテーションを実施している。

また、要件緩和に伴い、身体障害者手帳のみをもつ方が併設の生活訓練を利用し、ひとり暮らしに向けた生活リハビリテーションを行っている。

（【機能訓練期間】原則として1年6カ月間 【生活訓練期間】原則として2年間。

いずれも月～金曜日のいつでも利用可能）

「サービスの狭間」といわれていた課題が解決しました

関係者の声
行政担当者・施設職員



大田区の課題であったサービスの狭間ともいえる身体障害のない高次脳機能障害の方に機能訓練の道が開かれました。

生活リズムが整い、体力がよくなりました。また、栄養指導を受けられることが助かっています。

関係者の声
利用者



「知らないから使えない方」が少なくなるように、制度を伝えていきます

関係者の声
家族会



以前は機能訓練をあきらめた方もいました。脳血管障害の後遺症の方は、介護保険のデイサービスが利用できます。でも、身体機能に支障のない高次脳機能障害の方は、疎外感を感じたと話されます。「知らないから使えない方」が少なくなるように、家族会も行政の皆さんと一緒に伝えていきます。

取組の成果

平成30年度、規制緩和により利用が可能となった方は6名おり、全員（機能訓練5名、生活訓練1名）が訓練を受けることとなった。

◆機能訓練：5名（2事業所） ◆生活訓練：1名（1事業所）



グループ訓練の様子



仲間と体づくり